

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(株) 笹尾組	香川県高松市牟礼町大町 6 6 8 - 4 7

２．指名停止措置期間

令和３年１２月１日 から 令和３年１２月１４日 まで ２週間

３．指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

４．事実概要

本件は、(株) 笹尾組が令和３年６月１日、香川県から受注した河川維持修繕工事の工事現場の片付け作業に関し、香川県高松市牟礼町所在の同社車両置場において、作業員にドラグショベルを貨物自動車から降ろす作業を行わせる際、作業の指揮者を定めず、労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったため、ドラグショベルが転倒し、作業員がドラグショベルの下敷きとなり死亡する事故が発生したものである。

これにより、(株) 笹尾組は高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金２０万円の略式命令を受け、令和３年９月１８日にその刑が確定した。

５．指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第１第８号に該当する。

本件については、指名停止２週間とする。

指名停止措置要領別表第１

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) ８ 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から ２週間以上 ２ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サポート 3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 森 田 義 人 (内線 2511)

○総務部契約課建設専門官 徳 永 崇 (内線 2512)